

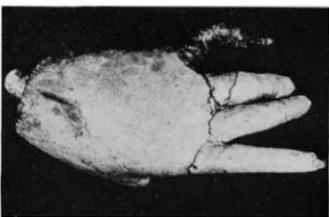
美術随想 (5)

塑造の手(その2)

大和文華館館長 石澤正男



塑造羅漢像 法隆寺五重塔



塑造吉祥天立像左手の甲



塑造吉祥天立像左手の掌

前号で法隆寺の先々代管長の佐伯定胤師の念願として正木直彦先生からお申入れのあった塑造の羅漢像と佛手を寺へ返還することは手続上から困難があるばかりでなく、それから波及する問題を考えると容易ならざる問題であると私も判断していました。それというのも明治維新から20年位までの間に夥しい多数の貴重な古美術品が国の内外へ流出してしまい、皇室博物館をはじめとし多くの美術愛好家の手に渡ってしまっているからであります。美校の場合でも京都の浄瑠璃寺の有名な吉祥天を納める厨子がいゝ例です。寺には扉と嵌板のない厨子が残っていて肝腎な扉と嵌板は美校のものとなっています。また京都の高山寺の乾漆薬師三尊像の中、寺に残っているのは薬師像だけで、両脇侍は二軀とも美校のものとなり、後に保存状態の完好な方を皇室博物館に分譲したので、それ以後は三尊が三分されています。この二例などは誰れしも本来の状態に復帰させたいと思うに違いありません。このような例は他にも沢山あります。ここでは問題を前述の二つの塑造に限って、これらがいつ、だれの手から美校に移ったかを調べてみることにします。

まず羅漢像(像高20.7cm、写真参照)は学校の標本原簿によると明治22年4月1日付で素土標本第一号として法隆寺塔中塑造(羅漢)3月28日買入、納入加納光太郎、価格9円。と記載されています。加納光太郎(1845—1925)は岐阜の人、鐵哉と号し佛画、木彫を専門とした人で、美校の開校当初竹内久一(号久遠)、高村幸吉(号光雲)と共に木彫の教師となり間もなく病気のため退職し、それ以後は奈良市高畑で生涯を終えました。

また鐵哉は官令により近畿地方の古社寺の宝物調査に従事したから当時としては古社寺の宝物にはよく通曉していた人です。あの羅漢像は恐らく懇意になった法隆寺から貰ったものと想像されます。当時は至って呑気な時代で、今では百万円以上もする百万塔などは少しばかりの浄財寄附者にお礼として与えていたものでした。

塑造の手の方は素土標本第52号で塑造の佛面三片と共に明治44年10月24日に杉村建三という法隆寺村の古物商から価格4円で購入したものです。いずれも断片ですから寺ではただ同様に払い下げたものでしょう。この佛手(写真参照)が前号に写真を掲げた塑造吉祥天立像(高168.3cm、現在は金堂に安置)の左手に違いないと判断したのが木彫家の大川送一君でした。その当時同君には美校が法隆寺所蔵の乾漆鳳凰文浮彫光背と聖観音立像(小形のもの)等の模刻を依頼してあったので、同君は普門院という塔頭寺院に住み込んで模刻の傍ら自由な勉強をしていました。その頃の法隆寺はまるで人気の少ない閑寂なものでした。同君はたまに帰京すると文庫に姿を見せるのでしたが、張りぼての観音の御身体が堂々たる天平時代の塑造吉祥天だったという驚くべきニュースを吾々に伝えてくれたのも大川君でした。その後同君は文庫にある塑造標本を見たいというのでいろいろ出してあげたのですが、例の手を見ると暫く熟視してから「うん、これだ、これだ、これに間違いない」と踊りあがって叫んだのです。吾々はあっけにとられていて大川君は「これだよ、これだよ、これがあの吉祥天さんの左手なのだ。親指こそ欠けているが手のひらの穴は宝珠をのせてあった

痕とびったりだし、大きさも丁度あうと思う」と自信満々の様子でした。こんなことがあってから大分たって正木先生から前述のお話があったのです。そこで私は上司と協議した結果、果してその手が吉祥天のものかどうかを実物に当て照合するため、問題の手をもって昭和11年10月末か11月早々に奈良へ出張し、当時法隆寺のことはなにもかも一人で切りまわしていた吉田覚胤執事立会の上現物照合をしたのです。初めて見る吉祥天の豊麗な姿には大いに感激したのですが、非常に損傷して、両手はもちろんなく、裳先も全く欠失していると聞いていた吉祥天がすっかり修復されており、しかもその現状で国宝指定を受けていると知って甚だ意外の感がありました。しかし問題の手が大川君の推定通りこの吉祥天の左手であることは疑う余地がないことも確認しました。そして更めて大川君の眼の非凡さを再認識したものでした。私が文庫の仕事で昭和16年秋に辞任するまでは羅漢と手の寺への返還は行われませんでした。翌17年に法隆寺からこの二つの払下申請が文部省に対して行われ、その年の10月末日付でそれが実現されたのです。こうして羅漢像はともかく古来の涅槃群像の中へ戻り今は侍者像29号として安置されていますが、手の方は寺へは戻されたものの、まだ宙に浮いたままで、今では所在すら忘れられているのは残念なことです。現在補足されている繊弱な手は根拠のないものですから新にこの手を参考にして天平の血の通った力強い手に現状変更することが望まれます。この手を直接もとの腕につけるより、そうする方がよいと思うのです。(49・2・11記)